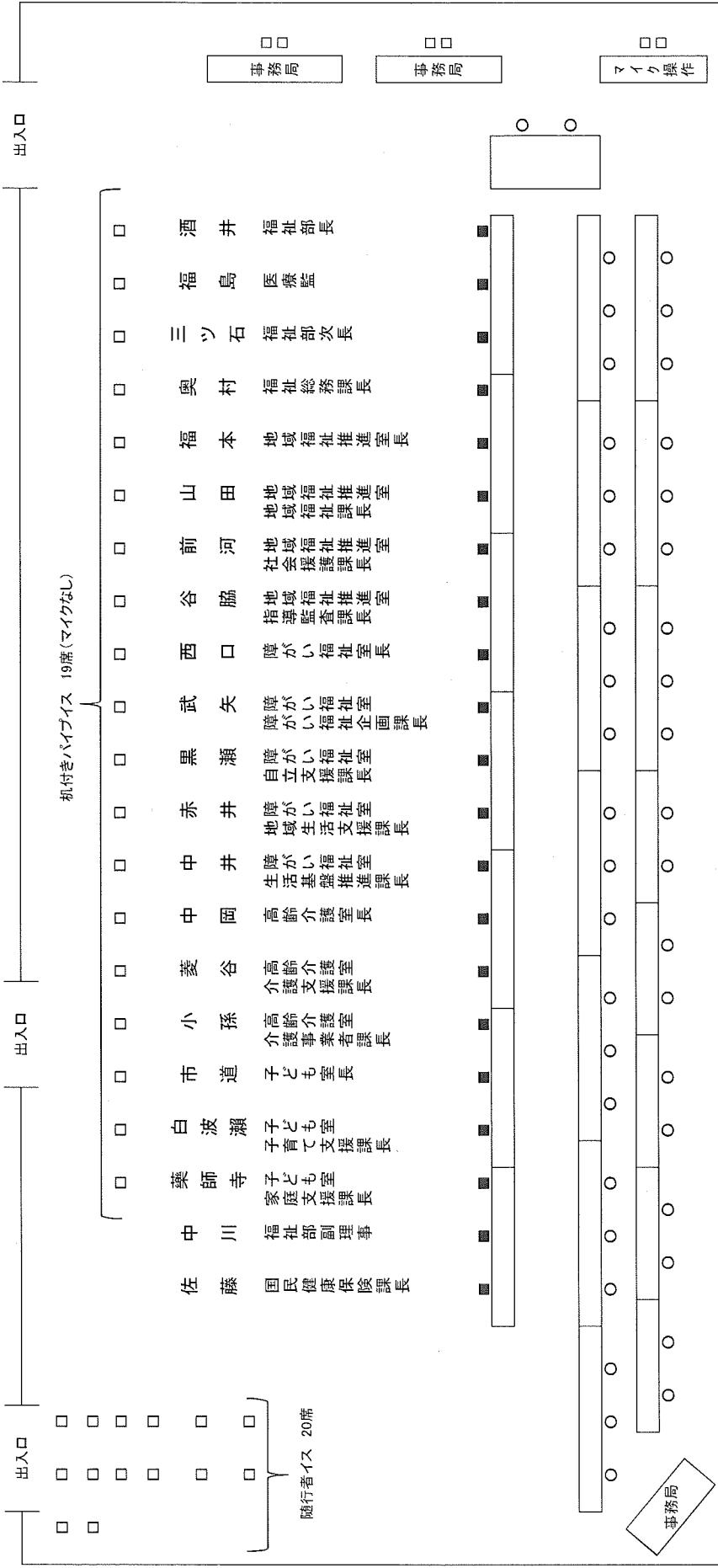


福社部

大阪維新の会 政調会 配席表【福祉部】平成29年9月4日(月) 10時55分～11時45分 第1委員会室



平成 29 年度 9 月補正予算案【一般会計補正予算（第 1 号）】の概要
(福祉部)

〔上段 平成 29 年度 9 月（1 号）補正予算案額
中段 平成 29 年度現計予算額
下段 平成 29 年度 9 月（1 号）補正後予算案額〕

(一般会計)

事 業 名	事 業 費	摘 要
1. 子育てと家庭支援の推進について (1) 社会全体で子育てを支援します。 ①保育士等キャリアアップ支援事業	584 万円 0 万円 584 万円	技能・経験を積んだ保育士等への処遇改善が円滑に実施されるよう、処遇改善の要件とされている保育士等キャリアアップ研修の実施機関の指定や研修修了者の情報管理に必要なシステムを構築。

平成29年9月定例府議会提出予定議案の概要 (福祉部)

1. 条例案（1件）

(①一部改正

件 名	概 要
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	<p>国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号。平成29年6月23日公布)により、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)が改正され、同法の条項を引用している5件の条例の規定に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 大阪府福祉行政事務手数料条例 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定期日】</p> <p>公布の日</p>

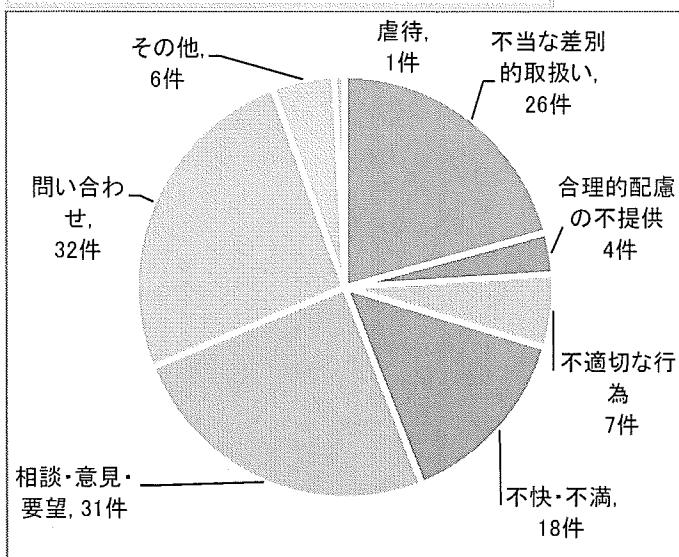
2. 報告（2件）

件 名	概 要
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分の件	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>【件 数】 5件</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する和解の専決処分の件	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>【件 数】 6件</p>

大阪府障がい者差別解消条例に基づく取組みの検証について

1 広域支援相談員の相談対応等状況(H28.4～H29.3)

相談件数: 125件 対応回数: のべ517回



- ・「不当な差別的取扱い」のうち、約半数(12/26件)が合理的配慮の不提供が要因であった。
 - ・分野別の相談件数では、「商品・サービス分野」(34件)が最も多かった。
 - ・障がい種別ごとの相談件数では、「肢体不自由」(47件)が最も多かった。
- ※法上の差別の類型（「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」）以外に、府独自の相談類型として「不適切な行為」、「不快・不満」を分類

2 相談状況の整理と検証の主なポイント

- (1) 差別の解消は、社会全体で取り組む必要があり、啓発活動を通じ、法の趣旨の周知を図っていくことが重要。
- (2) 法上の差別の類型には該当しない「差別的・不適切な言動」等の事例についても、相談や分析等の対象として取り組む。
- (3) 相談事案の円滑な解決に向けては、相談窓口での初期対応を丁寧に行い、関係機関との連携が必要。
- (4) 「合理的配慮の不提供」が要因となって、サービス提供が拒否・制限・条件付けされたものは、「不当な差別的取扱い」として運用。⇒「合理的配慮」の普及が重要

3 大阪府の役割（今年度の取組み）

- (1) 取組みや相談事例の分析等の成果を踏まえ、工夫した啓発活動を展開
⇒「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂等
- (2) 合理的配慮の実践や好事例を広く示すなど、事業者の自主的な取組みを支援
⇒ 企業等向け出前講座事業の充実
- (3) 分析等の成果を市町村とも共有
⇒ 身近な市町村での取組みの充実を支援
- (4) 事例の蓄積と課題や対応等の整理
⇒ 府に配置する広域支援相談員の対応力強化

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（手話言語条例）の施行状況について

資料4

「言語としての手話」を取り巻く状況

1. 「手話が言語である」という認識の普及が不十分

- 障害者基本法第3条で、「言語（手話を含む。）」と明記されている一方で、「手話が言語である」という認識は普及していない（「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合^{*1}：39.8%）。

2. 手話を習得する環境が不十分

- 言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。
- 言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保される。しかし、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。

➡ 府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手話で意思を通じあえる社会）となっていない。

【参考】他の自治体の条例制定状況（H29.6.5時点）

■都道府県

- すでに制定済（13府県）
長野、愛知、大阪、鳥取、秋田、山形、群馬、埼玉、千葉、神奈川、三重、奈良、沖縄

※他府県の条例に基づく取組は、普及啓発がほとんど

○検討中（7道府県）

- 北海道、京都、新潟、福井、岐阜、栃木、兵庫

■府内市町村

- すでに制定済（4市町）
大阪、堺、大東、熊取

○検討中（21市町村）

- 東大阪、貝塚、富田林、和泉、箕面、羽曳野、四條畷、交野、大阪狭山、豊能、田尻、高槻、泉大津、守口、寝屋川、河内長野、松原、門真、忠岡、岬、千早赤阪

* 1 大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」（H28.8実施）

条例の概要とこれに基づく取組（H29.3.29公布・施行）

第1条（目的）	【取組内容】	【具体的な取組・目標】
第2条（言語としての手話の認識）	<ul style="list-style-type: none">○ 府の広報媒体などを通じた普及啓発【新規^{*2}】 ・府政により、HP、SNS、メルマガ等での普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・府政により6月号1面掲載・パブリシティ（TV3回、新聞8回、専門紙1回） <p>〔目標〕手話が言語であると認識する割合 39.8%（H28実績）以上</p>
第3条～第5条（手話の習得の機会の確保）	<ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児等を対象にしたつどいの場の開催【新規】 ・乳幼児とその保護者を対象につどいの場「こめっこ」を開催し、楽しく少しづつ手話を習得。 ※H29.6.17～月2回程度実施○ 乳幼児期手話言語獲得ネットワークの構築・運営【新規】 ・乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワーク。○ 中途失聴者を主な対象とした手話講座の開催	<ul style="list-style-type: none">・「こめっこ」6回開催（H29.9.4時点） <p>〔目標〕乳幼児期に言語（手話など）を身につけることができる手法の確立</p>
「乳幼児期」からの手話の習得【第3条】 聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者等と共に手話を習得することのできる機会の確保。	<ul style="list-style-type: none">○ 社会人向け手話講座の開催【新規】 ・企業等で働く社会人を対象にした手話講座を開催。○ 手話に関して取り組む企業の登録・顕彰【新規】○ 手話講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供等	<ul style="list-style-type: none">・聴覚障がい者のいる企業や学校で手話講座を実施・障がい者サポートカンパニー制度 2企業登録 <p>〔目標〕講座のカリキュラムの確立 登録企業との個別・具体的な取組連携</p>

* 2 条例制定後に新たに開始した取組

条例に基づく取組の着実な実施、定着

※第3条～第5条に基づく取組を進めるにあたって、大阪聴力障害者協会と事業連携協定を締結（H29.5.17）

手話言語条例評価部会による効果検証

- ・H29年6月に設置。
- ・年2～3回開催（次回はH29.10）

条例に基づく取組を 福祉3センターの機能として位置づけ（H32）

大阪府立稻スポーツセンターについて

1 今後の方針（案）

- 前回（H25年度）の指定管理者選定時に「利用環境の継続性確保のため、指定管理者変更後も同一サービス（とりわけプログラム及び講師）を実施すること」を重視。
 - 今回、指定管理期間の更新を迎えるに当たり、当該状況に変化はなく、また、指定管理者が変更になったときに、新たな指定管理者が同一サービスを実施することで、利用環境の継続性を確保することが大変難しい。
 - ⇒以上のことから、実質的に指定管理期間を2年間延長※し、この2年間で施設機能のあり方と併せて、指定管理者が公募により変更されたときも利用環境の継続性を確保できる手法を検討し、態勢を整える。
- ※期間延長について、指定管理者選定委員会による審議も実施

2 スケジュール

- | | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| H29 | 10月下旬 | 指定管理者選定委員会による審議 |
| | 11月中旬 | 結果公表（9月後半議会に指定管理者指定議案を提出予定） |
| H30 | | 外部有識者による検討の場を設置し、検討・結論 |
| H31 | | H30年度の結論を踏まえて、指定管理者の公募等を実施 |
| H32 | | 新たな指定管理期間のスタート |

3 これまでの経緯

（1）施設廃止の撤回

- 府・市の役割分担等の観点から、平成23年9月議会に施設廃止条例を提案するも、継続審議に。
 - 箕面・豊中両市議会からの施設存続の意見書や、施設利用者とその保護者からなる「稻スポーツセンターを守る会」から1万人を超える署名や施設存続の要望あり。
- 翌年2月議会で、施設の存続が決定。

（2）指定管理者候補の差替え

- 平成25年度に指定管理者選定を実施。
 - 公募要項には、議会での議論を踏まえ、「これまで実施してきたスポーツ・文化教室を引き続き実施する」ことを要件として記載
- 従来とは別の団体を最優先候補者として選定。12月の健康福祉常任委員会で付帯決議。
 - 付帯決議：現在の優先候補者が12月27日までに、現在の教室・講座開設に必要な講師を確保できなければ、次点候補者を新たな優先候補者とすること。
- 公募要項や付帯決議の条件を満たせず、翌年2月議会で従来の施設管理者でもある次点候補者を指定管理者として議決。

（3）施設オープン後の状況

- 平成26年度、建物の不具合（雨漏り、床の傾き等）が続発し、約1か月休館。
- これまでの指定管理期間において、上記経過を踏まえ、公募要項・提案に基づく施設運営（現状維持を第一義とする内容）を行い、評価委員会において、適正との評価を受けているところ。

■ 稲スポーツセンターについて

平成8年、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援し、社会参加の促進を図る広域拠点として設置した府立施設。現指定管理者の指定期間は、平成30年3月31日まで。

「大阪ええまちプロジェクト」について

- 住民主体型サービス創出支援協議会などを踏まながら、3つの取組みを進めます。

大阪府「住民主体型サービス創出支援推進協議会」

新しい介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービスの創出を推進するため、市町村支援の具体的方策の検討・意見交換、本プロジェクトの事業評価等を行う。

構成メンバー：府内市町（政令市、先進的取組市町）、府社協、ボラ協、府老連、さわやか福祉財団、先進NPO等

評価・助言

報告

意見聴取

大阪府

住民主体型サービス創出のための広域的な市町村支援の実施。
また、そのための好事例の抽出及び府内市町村への情報提供。

委託

事業実施者：（特非）サービスグランツ

1. 住民主体型サービス創出に向けた直接的支援

プロジェクト型支援

ビジネス経験や専門知識を活かした「プロボノ」により、団体の活動基盤強化につながる具体的な成果物等を作成支援
(短期)1か月 (長期)3~6か月 (支援件数)20件程度

生活支援コーディネーターと連携しつつ、支援を実施

個別相談型支援

府内で活躍する先進NPO法人等による電話、メール、訪問による相談支援
(支援件数)年間50件程度

2. 住民主体型サービス創出に向けた情報発信・機運醸成 住民主体型サービス創出に向けた機運を醸成

情報発信・機運醸成

- ・特設ウェブサイトを立ち上げ、プロジェクトの進捗状況を随時共有・発信
- ・「ブロック会議」を通じて、地域を超えた情報共有と連携機会の創出、好事例集又はエッセンスをまとめたマニュアルの提供
- ・年度末の大交流会において、地域貢献団体・プロボノワーカー等を交えた交流とネットワーキングの機会提供

3. 市町村における生活支援コーディネーターのネットワークの強化 支援ノウハウを共有し、地域に蓄積

- ・生活支援コーディネーターの地域を超えた関係づくり
- ・地域貢献団体への支援による地域活動の強化
- ・(要請があれば)住民主体型サービス創出のアドバイス
- ・イベント情報の提供

大阪ええまちプロジェクト

～ 住民主体型サービスの創出支援 ～

大阪ええまち
プロジェクト

- 「大阪ええまちプロジェクト」は、若手からシニアまでオール大阪で住民主体（支え合い）による地域包括ケアシステムの構築を目指そうとするプロジェクトです。
- 地域において「住民主体型サービス」の創出に向けて取り組もうとする地域貢献団体に対して、
 ①プロボノ（仕事上で得た知識や経験、技能を、社会貢献のため提供するボランティア）による「プロジェクト型支援」、
 ②府内で活躍する先進NPO法人等（先輩団体）による「個別相談型支援」
 をマッチングすることを通じて、運営上の悩みを具体的に解決していきます。

府内で活動する地域貢献団体

居場所・サロン

家事援助サービス

配食サービス

移動支援サービス

等

連携・協働

運営上の課題解決ニーズ

- ・情報発信
- ・運営改善
- ・事業戦略 等

府内市町村【生活支援コーディネーター】

- ・生活支援コーディネーターの地域を超えた関係づくり
- ・地域貢献団体への支援による地域活動の強化
- ・(要請があれば)住民主体型サービス創出のアドバイス
- ・イベント情報の提供

実務上の相談ニーズ

- ・制度の活用
- ・行政との連携
- ・先輩の知恵・ノウハウ 等

地域づくりに活用

プロジェクト型支援 「プロボノ」による伴走型支援

ビジネス経験や専門知識を活かした「プロボノ」により、団体の活動基盤強化につながる具体的な成果物等を作成支援
(短期)1か月 (長期)3~6か月

(支援件数)20件程度
(支援実施団体) (特非)サービスグランツ

個別相談型支援 「先輩団体」による随時対応型支援

府内で活躍する先進NPO法人等による電話、メール、訪問による相談支援
(支援件数)年間50件程度
(支援実施団体) (社福)大阪府社会福祉協議会、(特非)大阪ボランティア協会、(特非)寝屋川あいの会、(特非)ニッポン・アクティブライフ・クラブ

待機児童解消に向けた取組みについて

資料7

■待機児童数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
4月	一般市町村	604人	681人	461人	599人	801人	598人
	政令・中核市	1,446人	709人	663人	766人	633人	592人
	合計	2,050人	1,390人	1,124人	1,365人	1,434人	1,190人
10月	一般市町村	1,915人	1,761人	1,470人	1,734人	1,612人	
	政令・中核市	3,573人	1,508人	1,696人	1,615人	1,514人	
	合計	5,488人	3,269人	3,166人	3,349人	3,126人	

■待機児童解消に向けた主な取組み

1. 保育所整備をはじめとする保育の量的拡大

- 安心こども基金を活用した保育所等の整備 **H29年度当初 14,329,377千円**
H24～28年度の5年間で14,565人分の保育の拡大
H29年度は8,298人拡大見込み
- 認定こども園への移行支援
すべての公私立の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、約3割が認定こども園（H29年4月現在）
- 事業所内保育施設の設置促進 **H29年度当初 4,805千円**
コーディネーターを配置し、設置を検討している企業への相談支援 *商工労働部で予算計上
企業主導型保育事業について、府内では76施設で事業が認められ、1,739名分の受け皿が整備される予定（H29年3月30日時点）

2. 既存ストックの活用

- 府営住宅空室を活用した小規模保育事業（島本町(H28.11開設)、交野市 (H29.4開設)）
- 小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町）
- 豊中市営公園での保育所整備（豊中市羽鷹池公園、ふれあい緑地）
※国土交通省において、今夏から全国展開予定

3. 保育士の確保

- 国家戦略特別区域限定保育士試験の実施による新たな保育士確保
H28年度は合計1,357人が合格（うち、地域限定保育士試験合格者448人）
- 保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り起し **H29年度当初 13,602千円**
就職人数149人（H28年度実績）、登録者のべ1,806人（H29年7月末現在）
- 保育士修学資金など5貸付事業による新規人材確保
保育士修学資金、保育補助者雇用支援、保育士の保育所復帰支援、再就職支援、子どもの預かり支援
- 待遇改善加算による職場定着
保育士等キャリアアップ支援事業 **H29年9月補正 5,843千円**
待遇改善の要件とされているキャリアアップ研修の実施機関の指定、研修修了者情報の管理

■規制緩和に向けた取組み(国家戦略特区、地方分権提案)

○提案内容

▼「保育支援員」の創設を目指す

職員配置基準内に位置付けられる保育人材として「保育支援員」を創設
保育支援員は、将来的に保育士へのステップアップを予定した人材を想定

▼保育に従事する人員の配置基準の緩和

今は保育士と幼稚園教諭等しか認められていない「最低基準」そのものに「保育支援員」を位置づけ

▼保育所等の面積基準の緩和

面積基準の弾力化対象については、すべての年齢児を対象として保育室等の面積基準を1.65m²若しくは1.98m²に緩和

▼保育所等の採光基準の緩和

衛生及び安全の確保を前提として、「採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合」を緩和

▼情報公開・ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の待遇改善」見える化

○これまでの動き

▼新たな保育人材のあり方検討部会

大阪府子ども施策審議会に新たな保育人材のあり方検討部会を設置し、平成28年11月7日に、新たな保育人材の役割、必要なスキルや育成方法等についての提言を受けた。

▼市町村との意見交換の場の設定（市町村WG）

特区提案の内容に賛同する市町村と意見交換の場（市町村WG）を設け、これまで4回開催し、基準緩和の内容や期待される効果などを検討した。

様々な手段を活用して、待機児童解消に取り組む

～国家戦略特別区域会議への提案～

- H28年5月：関西圏国家戦略特別区域会議において待機児童解消策を提案
- H28年8月：関西圏国家戦略特別区域会議において早期の検討を要請
- H28年12月：国家戦略特区WGにおけるヒアリング

～地方分権改革に関する提案募集制度～

- H29年7月：提案団体ヒアリング
- H29年8月：省庁からの第1次回答及び再検討要請
- H29年9月下旬予定：各省の第2次回答公表
- H29年12月中旬予定：対応方針の決定（公表）

＜参考：国の取組み＞

- 「子育て安心プラン」（平成29年6月2日発表）による取組み
平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備
- 緊急対策の実施（平成28年4月7日付け通知）
規制の弾力化や人材確保、施設整備費支援の拡充、企業主導型保育事業の積極的展開等
- 保育の受け皿拡大、多様な保育の充実、保育人材確保のための総合的な対策として、H29年度当初予算案に1013億円を計上

子どもの貧困施策の総点検について

経過
<ul style="list-style-type: none"> H26.1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 H26.8 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定 H27.3 「大阪府子ども総合計画・事業計画」策定 (⇒子どもの貧困対策計画を包含) H28 「大阪府子どもの生活に関する実態調査」実施 ⇒H29.3 調査結果を踏まえ、課題と対応の方向性について整理 <p>【府議会における議論（H29.2 知事答弁）】 (子どもの貧困に対する総合的な対策について)私がリーダーシップをとり、市町村ともしっかりと連携するとともに、現在の取組みの総点検を通じ、施策効果を最大限発揮できるよう、創意工夫を凝らしながら総合的に対策を推進していく。</p>

子どもの生活に関する実態調査 構造
<p>【目的】 効果的な子どもの貧困対策を検証することを目的に実施 得られた結果を分析し、子どもや家庭に対する支援を検討</p> <p>【概要】 大阪市など府内13市町と連携し、府全域を対象（※）に実施 ※小5生及び中2生とその保護者 (回収率 62.3% 約50,000世帯から回答)</p> <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親世帯、特に母子世帯への支援が必要 ●困窮世帯の子どもの教育に係る環境整備が必要 ●子ども食堂等の居場所について、地域の実情に応じた支援が必要 ●公的機関への相談支援の周知等、孤立している親子への支援が必要 ●若年者をはじめ妊娠婦が孤立しないような支援が必要

調査結果を踏まえた方針と取り組み								
<ul style="list-style-type: none"> ● 調査の分析過程で明らかになった課題への対応 ⇒H29より「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」等の実施 ● 調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策に資する施策を総点検 <p>【対象事業】 子どもの貧困対策計画に掲げる事業等（104事業） 【スケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">4～6月</td> <td>府内各部局依頼・項目整理</td> </tr> <tr> <td>9月初旬</td> <td>9月議会政調会</td> </tr> <tr> <td>9月中旬</td> <td>子ども施策審議会子どもの貧困対策部会開催 素案公表</td> </tr> <tr> <td>11月上旬</td> <td>子ども・青少年施策推進本部開催</td> </tr> </table>	4～6月	府内各部局依頼・項目整理	9月初旬	9月議会政調会	9月中旬	子ども施策審議会子どもの貧困対策部会開催 素案公表	11月上旬	子ども・青少年施策推進本部開催
4～6月	府内各部局依頼・項目整理							
9月初旬	9月議会政調会							
9月中旬	子ども施策審議会子どもの貧困対策部会開催 素案公表							
11月上旬	子ども・青少年施策推進本部開催							

府子どもの貧困対策計画に掲げるもの等、104事業を点検

取組みの現状による点検（以下について検討 実績（主なもの））

ねらい	取組み	概要	部局
経済的支援 (就労支援を含む)	1 ひとり親家庭の親と介護職場のマッチング	ひとり親家庭の親と人材不足が顕著な介護職場とのマッチングに向けたスキームを検討	福祉部
	2 ひとり親の資格取得に向けた支援	より安定した収入につなげるため、就業支援講習会の講座を再構築	福祉部
	3 OSAKAしごとフィールドにおける就職に困難性を有する求職者への就業支援	平成29年5月にリニューアルし、カウンセリングや職場体験、職業訓練の実施等により、早期就職・定着に向けた支援を充実	商工労働部
	4 養育費確保に向けた支援	立替払い制度など養育費の確保に係る新たな仕組みの構築について国に要望	福祉部
	5 私立中学校等の授業料軽減（私立中学校等の修学支援実証事業費補助金）	H29に国の実証事業として取組みを開始、実効性のある制度化について国に要望	教育庁
学びを支える 環境づくり	6 生活困窮者自立支援事業の充実・強化	相談支援員等のスキルアップのための研修企画プロジェクトチームの設置等により、本制度を充実・強化するとともに、学習支援事業について、「居場所の提供」、「高校中退防止」など、様々なメニューを地域の実情に応じて実施できるよう府内各自治体に働きかけ	福祉部
	7 子どもの学習支援の場への学生の参加の促進	ボランティア等を単位化している大学との連携により、子ども食堂等での学習支援など、大学生が参加した支援の仕組みを検討	福祉部
	8・9 スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化（小中学校生徒指導体制推進事業、スクールソーシャルワーカー配置事業）	子どもたちの生活を支えることで学校教育を効果的に進めるため、スクールソーシャルワーカーをはじめ、様々な支援人材の配置及び派遣	教育庁
学びを支える 環境づくり 子ども孤立防止	10・11 高校における生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化（課題早期発見フォローアップ事業、様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業）	NPO等と連携し、府立高校に居場所を設置することにより、生徒の抱える課題の早期発見様々な課題を抱える生徒の学校への定着を図るために、スクールソーシャルワーカー等を配置し、生徒を支援	教育庁
子ども孤立防止	12 子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化	子ども食堂等の居場所づくりが府内全域で展開できるよう側面的支援を検討	福祉部
	13 食材の有効活用に向けたシステム構築	民間企業との連携をはかることにより、市町村を通じて子ども食堂等に食材提供ができるシステムを構築	福祉部 環境農林水産部
	14 多様な体験・交流活動の機会の提供	支援を必要とする子どもたちが、地域の緑化活動や自然体験イベント、スポーツ体験イベントなど、多様な体験・交流活動に参加できる機会の創出を検討	府民文化部 環境農林水産部 都市整備部 など
子ども孤立防止 親の孤立防止	15 子どもの未来応援ネットワークモデル事業によるノウハウの蓄積と府内全域への取組みの拡大	支援を要する子どもの発見から対策の実施、見守りまでをトータルでサポートする体制づくりに向けモデル事業を実施	福祉部
親の孤立防止	16 企業との連携による子育て支援情報の発信	ポータルサイト運営企業との連携による子育て支援施策や、日常生活の節約方法等の情報発信	福祉部
子育て環境整備	17 公共施設の面会交流への活用	子どもと別居親の面会交流を行うスペースとして、大型児童館を活用するとともに他の公共施設での活用を検討	福祉部
	18 ひとり親の再婚に向けた支援	H28より取り組む結婚支援（出会いの創出）において、母子世帯、父子世帯を対象にした企画を検討	福祉部
	19 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の充実	法改正に伴う新たな住宅セーフティネット制度による支援の開始にあわせ、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の登録住戸の増加や住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅供給促進計画策定など制度を充実	住宅まちづくり部
健康づくりを支援	20 子育て世代包括支援センターの全市町村展開（妊娠・出産包括支援推進事業）	「妊娠期」「出産期」「子育て期」を通じて切れ目ない支援体制を整備するため、H32までに全市町村で設置されるよう取組みを実施	健康医療部
オール大阪	21 経済界との連携	経済界との意見交換会等を通じた連携による取組みを検討	福祉部
	22 「子ども食堂サミット」の開催	「子ども食堂」に取り組んでいる団体や、これから活動を始めようとする者の交流の場を提供することによりネットワークを構築し、府内全域での取組みを後押し	福祉部
	23 市町村ネットワークの構築	市町村貧困担当課長会議を創設し、市町村と連携をはかりながら、課題共有や先進事例の調査研究などを行うことで、市町村の取組みを積極的に支援	福祉部
	24 新子育て支援交付金における貧困対策充実の検討	市町村の子どもの貧困対策の取組みを支援するため、新子育て支援交付金における貧困対策の充実を検討	福祉部

平成29年度から実施(予定含む)分を含む。

子どもの貧困対策の主な取組み

～すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来を目指せるように支援します～

104事業を総点検

1. 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)

- ・生活保護費や児童扶養手当の支給
- ・生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- ・福祉医療費助成の実施
- ・ひとり親家庭の父母を対象とした職業訓練
- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ★ひとり親家庭の親と介護職場のマッチング
- ★ひとり親の資格取得に向けた支援
- ★養育費確保に向けた支援
- ★OSAKAしごとフィールドにおける就職に困難性を有する求職者への就業支援
- ★私立中学校等の授業料軽減(私立中学校等の修学支援実証事業費補助金)
- ★生活困窮者自立支援事業

等 22事業

2. 学びを支える環境づくりを支援します

- ・就学援助制度
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金事業
- ・スクール・エンパワーメント推進事業
- ・スクールカウンセラー配置による学校教育相談体制の充実
- ★子どもの学習支援の場への学生の参加の促進
- ★生活困窮者自立支援制度における学習支援事業
- ★スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
- ★高校における生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
- ★高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援金事業
- ★教育コミュニティづくり推進事業(おおさか元気広場)
- ★幼稚園教育理解推進事業
- ★教育センター(総合教育相談事業)

等 26事業

3. 子どもたちが孤立しないように支援します

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(要保護児童対策地域協議会)
- ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施
- ・ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)
- ★子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化
- ★食材の有効活用に向けたシステム構築
- ★子どもの未来応援ネットワークモデル事業
- ★高校における生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化(再掲)
- ★多様な体験・交流活動の機会の創出

等 18事業

4. 保護者が孤立しないように支援します

- ・「にんしんSOS」相談事業
- ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)
- ・保育所・認定こども園の地域貢献事業(スマイルサポート)
- ・私立幼稚園キンダーカウンセラーサー事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・コミュニティソーシャルワーカーによる支援
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員による活動
- ・子ども家庭センターによる相談支援
- ・家庭的養護の推進
- ・児童自立生活援助事業
- ・施設退所者等への就業支援事業
- ★子どもの未来応援ネットワークモデル事業(再掲)
- ★企業との連携による子育て支援情報発信

等 19事業

5. 安心して子育てできる環境を整備します

- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)
- ・保育所整備等による待機児童の解消
- ・子育て世帯への府営住宅の優先入居
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ★大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の充実
- ★公共施設の面会交流への活用
- ★ひとり親の再婚に向けた支援

等 17事業

6. 健康づくりを支援します

- ・食環境整備事業の実施
- ・乳幼児健診時の栄養指導
- ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業(再掲)
- ・乳児家庭全戸訪問事業(再掲)
- ★子育て世代包括支援センターの全市町村展開(妊娠・出産包括支援推進事業)

等 10事業

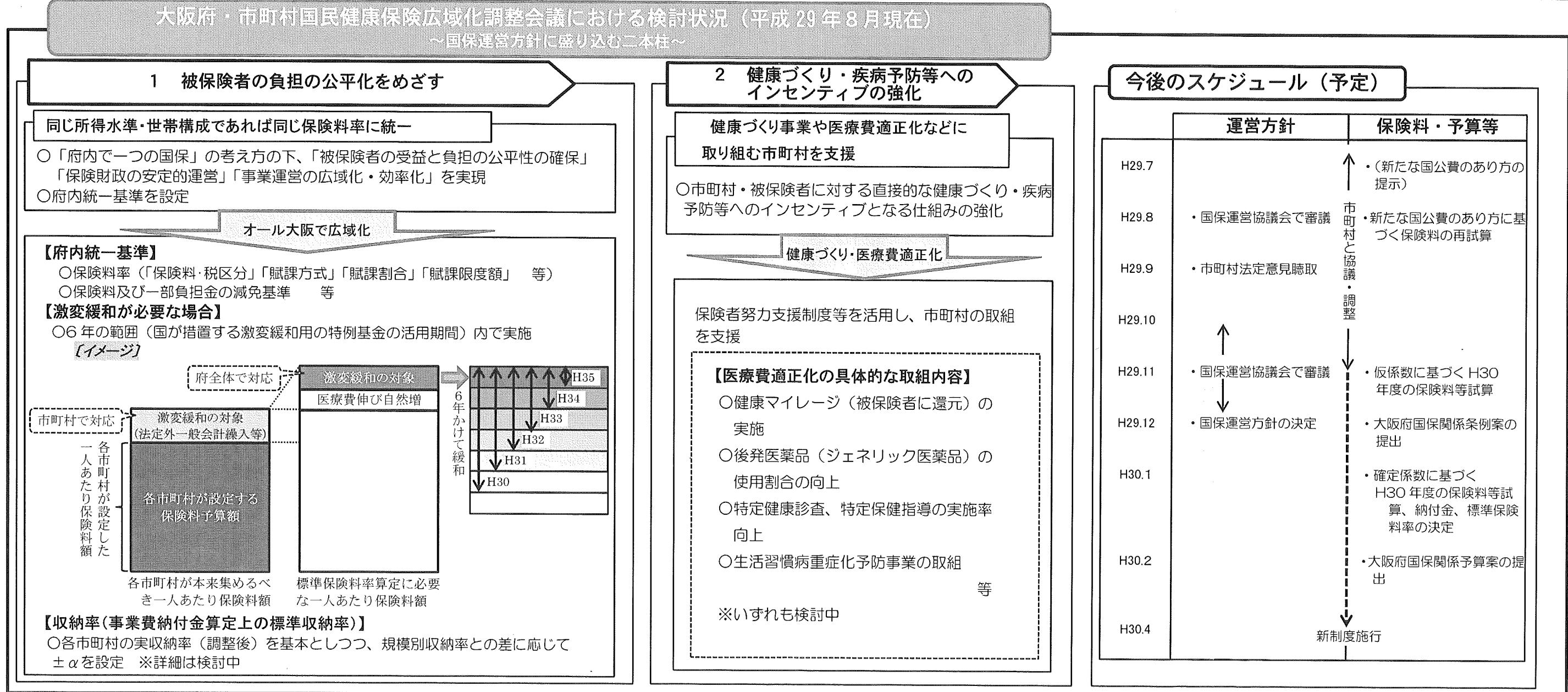
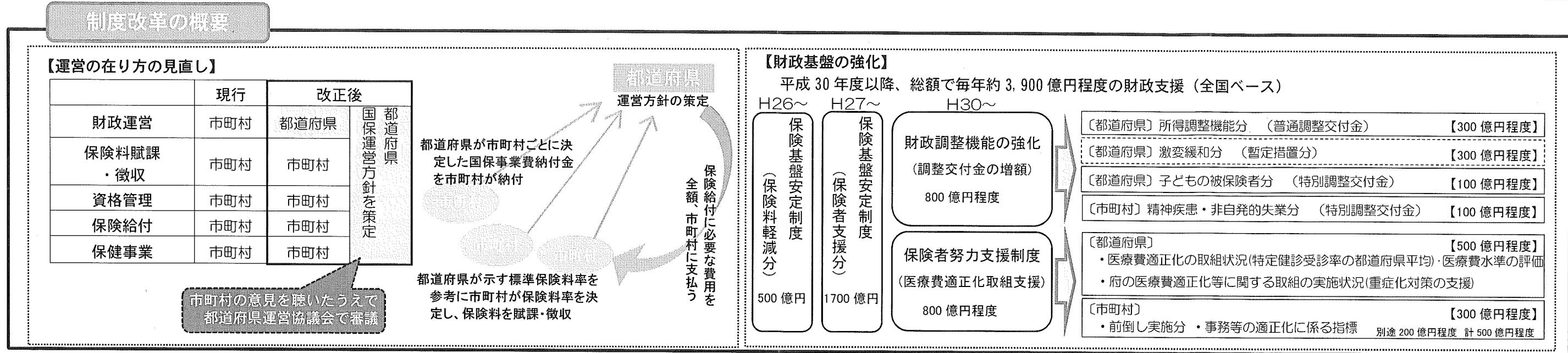
7. オール大阪での取組み

- ・地域福祉・子育て支援交付金
- ★市町村ネットワークの構築
- ★経済界との連携

- ★「子ども食堂サミット」の開催
- ★新子育て支援交付金における貧困対策充実の検討

5事業

国民健康保険制度改革～平成30年度から大阪府と市町村が役割分担のうえ共同運営～



大阪府国民健康保険運営方針（たたき台）～国民健康保険制度改革に向けた検討状況～

運営方針（たたき台）の概要（H29.8現在）：大阪府・市町村国保広域化調整会議

I 基本的事項

- 目的：府と市町村の適切な役割分担の下、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村国保事業の広域化及び効率化を推進するための統一的な方針として策定

- 根拠：医療保険制度改革関連法附則第7条・改正国保法第82条の2
■対象期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間

II 府における国保制度の運営に関する基本的な考え方

- 基本認識**
- 社会保険制度としての国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
 - 今回の改革は、将来にわたる安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

- 視点**
- 「大阪府で一つの国保」の考え方の下、
 - 被保険者の受益と負担の公平性の確保
 - 健康づくり・医療費適正化取組の推進
 - 保険財政の安定的運営
 - 事業運営の広域化・効率化



<運営方針に盛り込む二本柱>

被保険者の負担の公平化をめざす

- 同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率を統一

【府内統一基準】

- 保険料（「保険料・税区分」「賦課方式」「賦課割合」「賦課限度額」「保険料率」等）
- 保険料及び一部負担金の減免基準 等

【統一時期】

平成30年4月1日（6年間の激変緩和措置期間を設ける）

健康づくり・医療費適正化へのインセンティブの強化

- 保険者努力支援制度等を活用し、健康づくり事業や医療費適正化などに取り組む市町村を重点的に支援

【具体的な支援取組内容】

- 特定健診・特定保健指導の充実と受診率向上
- 健康マイレージ事業の実施
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合の向上

III 国保の医療に要する費用・財政見通し

- 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」等は、「計画的に解消すべき赤字」と位置付け、当該市町村ごとに計画を定めた上で目標年次を設定し、解消をめざす
- 累積赤字は、原則として新制度施行までに解消又は赤字解消計画に基づき解消
- 市町村が保有する財政調整基金は、国保財政基盤の安定化のために活用
- 府財政安定化基金を設置し、財源不足時に府・市町村に貸付・交付

IV 市町村における保険料の標準的な算定方法

- 市町村標準保険料率は府内統一とする（納付金の算定に医療費水準は反映しない）

（例外）①激変緩和措置期間中に、市町村が独自に激変緩和措置を講じる必要がある場合
②緊急措置として府財政安定化基金からの貸付を受け、その償還財源を確保する必要がある場合

- 保険料の算定方式は3方式（所得割・均等割・平等割）

※介護納付金分保険料は2方式（所得割・均等割）とすることを協議中

- 均等割と平等割の割合は70:30

※多子世帯等の負担軽減の観点から、割合変更について協議中

V 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- 収納率向上に対するインセンティブ方策として、市町村の実績と取組の両面から評価する仕組みを構築（目標収納率の設定）
- 大阪府域地方税徴収機構への参加

VI 市町村における保険給付の適正な実施

- 療養費の支給の適正化
- レセプト点検、第三者求償・過誤調整等の取組強化

※今後、国での検討を踏まえ共通基準の設定を協議予定

VII 医療費の適正化の取組

- 健康づくり・医療費適正化に対するインセンティブ方策として、市町村の実績と取組の両面から評価する仕組みを構築
- 生活習慣病重症化予防及び適正受診・適正服薬等を推進（特定健診項目の共通基準化、人間ドックを共通基準として実施、医療費通知・後発医薬品差額通知の共通基準化）
- 重点配分により、積極的に取り組む市町村への支援を拡充

VIII 市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進

- 被保険者証様式の統一、一斉更新事務の共同実施

IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 地域包括ケアシステムの推進に対するインセンティブ方策の検討

X 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

- 対等な立場で協議する場として、調整会議を引き続き設置

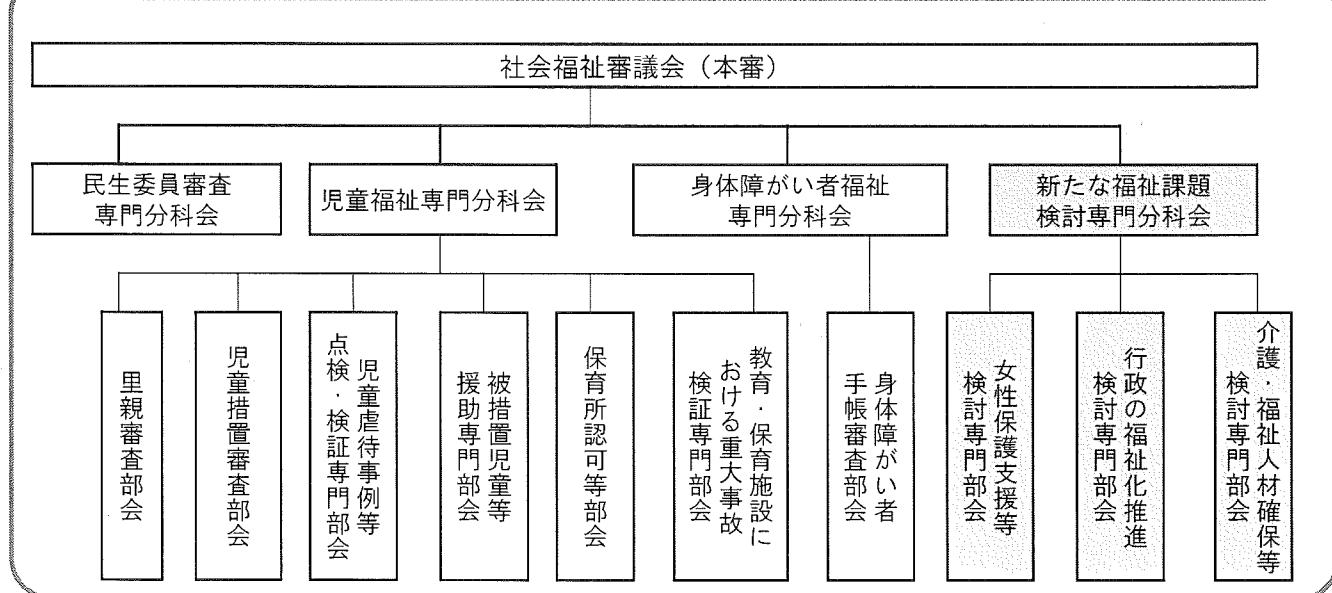
1 大阪府障がい者計画・大阪府高齢者計画等の改定

計画名	計画の根拠	計画期間	改定スケジュール		
第4次大阪府障がい者計画	障害者基本法	平成24～32年度	9月～3月	審議会開催	
第5期大阪府障がい福祉計画	障害者総合支援法	平成30～32年度	2月	パブリックコメントの実施	
第1期大阪府障がい児福祉計画	児童福祉法	平成30～32年度	3月	計画策定	
第7期大阪府高齢者計画	老人福祉法 介護保険法	平成30～32年度	9月～3月 2月 3月	審議会・部会開催 パブリックコメントの実施 計画策定	※策定にあたっては、大阪府保健医療計画と整合性を図りながら計画を策定する

2 大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会の設置

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化に加え、子どもの貧困や生活困窮者の自立支援など、新たな課題が顕在化していることから、これらの課題に対応するため、大阪府社会福祉審議会に新たな福祉課題検討専門分科会を設置。（平成29年5月19日第48回大阪府社会福祉審議会で設置承認）

社会福祉審議会の組織（H29.9月時点）



新たな福祉課題検討専門分科会 各部会の審議事項とスケジュール

部会名	審議事項	協議内容	開催回数	提言取りまとめ予定（予定）
行政の福祉化推進検討専門部会	行政の福祉化に関すること	・障がい者の就労支援等、これまでの取組の検証 ・子どもの貧困・生活困窮等喫緊の新たな社会課題を解決するための今後の推進の方向性の検討	4回	平成30年3月
介護・福祉人材確保等検討専門部会	介護・福祉人材の確保に関すること	・介護・福祉人材の確保に向けたこれまでの取組の検証 ・介護・福祉人材の確保・定着に向けた新たな方策の検討	3回	平成29年11月
女性保護支援等検討専門部会	保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築に関すること	・女性を保護支援する施設における女性の支援ニーズ、市区町村の相談支援状況実態把握及び関係機関の連携体制などの検証 ・保護を必要とする女性のセーフティネット再構築に向けた検討	4回	平成30年3月

**「平成29年度大阪府施策についての提言」に
対する方針または措置状況**

部局名 福祉部

大阪維新の見解	府の措置状況	備 考
<p>《子ども・教育項目》 未来につながる子ども施策と教育の充実 ○ 「子どもの貧困」対策の積極的な取り組み 「子どもの貧困」を放置することは、大きな社会的損失になる。 貧困状態にある子どもへの対応を福祉的なアプローチに限るのではなく、未来への投資という視点で部局横断的に積極的な取り組みを行われたい。 「子どもの貧困」対策は、社会全体で取り組むという機運を醸成し、行政・企業・NPO・地域などが連携し合いながら、活動を行う方々のつながり、情報交換、集いの場が増えていくような支援を図られたい。 一方、「子どもの貧困」対策には、住民に身近な基礎自治体の役割が重要である。府としても「新子育て交付金」について、「子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困対策については、「子ども・青少年施策推進本部」のもと、全庁を挙げた取組みを進めています。 ○ また、今年度、民間の協力を得て地域で活動する団体や企業等とともに「子ども食堂サミット」を開催する予定であり、こうした取組みを通じて、公民を挙げた子どもの貧困対策に取組む機運を醸成してまいります。 ○ 子どもの貧困対策については、子どもや保護者に一番身近な市町村において、しっかりと支援する仕組みを構築することが重要であることから、市町村への支援策について、現在実施している施策の総点検の中で検討します。 ○ また、地域が行う「子ども食堂」への支援や子育て支援情報の効果的な提供などについても同様に施策の総点検の中で検討します。 	

どもの貧困」対策を充実させるための増額を図り、市町村による取り組みをさらに後押しするとともに、地域が行う「子ども食堂」や多様な「学習サポート」が上手く運営されるようバックアップすることや、就学援助や児童扶養手当などの子育て支援情報を取り組みを充実させたい。		
--	--	--

**「平成29年度大阪府施策についての提言」に
対する方針または措置状況**

部局名 福祉部

大阪維新の見解	府の措置状況	備 考
<p>《子ども・教育項目》 未来につながる子ども施策と教育の充実</p> <p>○ 子どもの居場所づくり</p> <p>　昨年度、府は『子どもの生活に関する実態調査』を実施したが、その調査分析や課題整理を踏まえ、対応方策について、まずは早急に示されたい。</p> <p>　子どもの貧困対策は、社会全体で取り組むべき課題であり、民間との協働による環境づくりが必要不可欠であって、地域で活動するボランティア団体などとのネットワークの強化、民間の活力を活かした取り組みの推進が必要だと考える。このような活動を支え、サポートする体制を整え、地域における「子どもの居場所」が増えていき、運営が維持できるような方策を検討されたい。</p> <p>　また、地域での「子どもの居場所づくり」</p>	<p>○ 昨年度実施した「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえた取組みを進めるため、現在、全庁挙げて子どもの貧困施策の総点検を実施しており、具体的な取組みについて、今後取りまとめを行うこととしています。</p> <p>○ 今年度においては、課題を抱えた子どもの発見から見守りまでトータルで支援することを目的とした「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」を実施するとともに、子どもの居場所づくりへの支援について「新子育て支援交付金」の助成対象とするなど、様々な取組により、引き続き市町村を支援していきます。</p>	

をサポートすることで、支援を要する世帯の孤立、虐待やいじめ等の子どもが抱える様々な問題を早期発見、早期相談ができる仕組みづくりを図りたい。		
---	--	--

**「平成29年度大阪府施策についての提言」に
対する方針または措置状況**

部局名 福祉部

大阪維新の見解	府の措置状況	備 考
<p>《子ども・教育項目》 未来につながる子ども施策と教育の充実 ○子育てしやすい社会の実現をめざした多様な育児支援施策の提供</p> <p>国や各自治体では、保育施設への入所待ち、いわゆる待機児童を解消するための方策が進められているが、保護者の労働条件や育児に対する考え方などから、保育施設の充実だけでは解決できない課題もある。住民一人ひとりが望む生き方ができる社会を実現するためには、育児に専念したい期間は専念することができ、職場復帰に際しても一定期間は短時間労働できるなどの選択肢を増やすことが必要である。</p> <p>認可保育施設の充実と併せて、ベビーシッターや認可外保育施設、病児保育施設などの利用料に対する助成制度の創設や、多</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化する保護者の就労形態に対応するため、保育の実施主体である市町村においては、住民ニーズを把握のうえ市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児保育事業、延長保育事業や一時預かり事業等を推進しているところです。 ○ その中でも、認可外保育施設を活用した待機児童解消については、平成30年度の国への要望項目として挙げるとともに、地方分権改革に関する提案募集制度を活用して提案するなど、その実現に向けて取り組んでいるところです。 ○ 今後とも、仕事と子育ての両立ができる環境を整え、保護者のそれぞれの就労状況に応じて活用できる支援制度の選択肢充実について、国に働きかけてまいります。 	

様な働き方を可能にする労働関係法令の整備など、それぞれの状況に応じて活用できるよう支援制度の選択肢の充実について、府として国に要望されたい。		
--	--	--